

第三期帯広市障害者計画（原案）概要

令和元年11月19日
厚生委員会提出資料

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨及び目的

障害のある人を取り巻くさまざまな社会環境の変化等を踏まえ、全ての市民が必要な配慮と支援ができる共生社会の実現をめざし、障害のある人の施策を推進するために策定します。

2 計画の位置付け

障害者福祉に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定するほか、障害者基本法に基づく、障害のある人に関する施策を推進するための基本的な計画として、また、帯広市地域福祉計画等との整合性を図り、策定します。

3 計画の期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間とします。

第2章 障害のある人の状況

1 障害のある人について

本計画における障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害だけではなく、難病患者、発達障害、外見からは分かりにくい心身の機能に障害のある人など日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人を対象とします。

2 人口の推移と障害のある人の状況

本市における身体障害、知的障害、精神障害のある人は平成30年度末で13,255人となっています。身体障害のある人は概ね横ばいにある一方、知的障害のある人、精神障害のある人は増加傾向にあり、障害のある人は増加しており、本市の人口の約8.0%を占めています。

3 障害のある人を取り巻く環境について

障害のある人を支援するための制度が充実する中、障害のある人を取り巻く生活環境やニーズは多様化しています。また、精神科病院や矯正施設等から地域での生活への移行が進められています。

第3章 これまでの経過と課題

1 これまでの取り組みの状況と評価

第二期計画の期間中の取り組みについて、庁内の各担当部署の評価を踏まえ、施策評価による進捗管理をしつつ、27項目の施策について取り組みを進めてきました。

区分	評価内容	項目数	区分	評価内容	項目数
A	順調に進んでいる	17	C	あまり進んでいない	0
B	ある程度進んでいる	10	D	進んでいない	0

2 市民からの意見等

<アンケート調査における回答>

障害や障害のある人に対する差別や偏見について、障害のあるなしにかかわらず、いずれも「ある」と感じている割合が大きく、災害時に困ると思うこととして、避難場所の設備や生活環境に不安がある（身体障害）、避難場所などでのコミュニケーション（知的障害）、投薬や治療が受けられない（精神障害）などの回答が得られました。

<市民意見交換会において寄せられた意見>

移動手段の充実や、医療的ケアの必要な人への支援体制、外見から分かりにくい障害への理解の促進、個々の障害に対応した災害時の対応などについて意見が寄せられました。

3 課題の整理

I 障害者理解の促進

障害のある人の権利擁護に向けて、障害や障害のある人に対する理解の促進の取り組みを進めてきましたが、市民意見では障害のある人に対する差別や偏見を感じる事が多く、障害の特性や必要とされる配慮などについて正しい理解を深めることが必要となっています。

II 生活支援の充実

相談支援体制の強化や各関係機関との連携推進、障害福祉サービスの提供体制が整ってきた一方、障害の特性やライフステージの変化による多様なニーズなどに対応するため、支援を担う人材の育成やサービスの質の向上などを進めていく必要があります。

III 自立した地域生活への支援の充実

障害のある人の就労支援、生活環境の整備などを進めてきましたが、社会参加の促進には、移動の支援や企業や地域における障害の特性に応じた配慮や支援が必要となっています。

また、近年発生した自然災害等を背景に、緊急時に自ら避難行動をとることなどが難しい人への支援体制の充実が課題となっています。

第4章 計画の推進を通してめざすもの

1 計画の基本理念

本市における課題を踏まえ、これまでの計画の理念を引き継ぎ、共生社会の実現をめざし、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本理念とします。

2 計画の目標

障害や障害のある人に対する正しい理解のもと人権が尊重され、多様な個性を強みとして認め合うとともに、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加することができる地域づくりをめざします。

3 計画の基本的視点

I 障害と障害のある人に対する理解の促進

共生社会の実現の基盤として、障害や障害のある人に対する正しい理解を促進します。

II 日常生活における相談や支援の充実

障害の特性や多様化するニーズに対応した相談体制の確保や生活支援などを進めます。

III 自立した地域生活への支援の充実

障害のある人が安全・安心に暮らし、活躍することのできる体制づくりを進めます。

4 施策の体系

計画の基本的な視点	施策の展開方向
I 障害と障害のある人に対する理解の促進	1 理解と交流の促進
	2 偏見や差別を生まないまちづくりの推進
II 日常生活における相談や支援の充実	3 相談支援と情報提供の充実
	4 生活支援の充実
	5 療育・教育の充実
III 自立した地域生活への支援の充実	6 安全・安心な生活環境の整備促進
	7 社会参加と地域生活支援の充実
	8 就労支援と日中活動の充実

第5章 施策の展開

1 理解と交流の促進

- (1) 啓発・広報活動などの充実 <重点的な推進項目>
 - ・出前講座等の実施による障害や障害に対する正しい理解の普及促進 など
- (2) 交流の場の充実
 - ・障害のあるなしにかかわらず、町内会活動などを通じた積極的な交流の促進 など

2 偏見や差別を生まないまちづくりの推進

- (1) 差別の解消と権利擁護の推進
 - ・誰もが必要な手助けや行動をとることができる環境づくりの推進 など
- (2) 虐待防止の推進
 - ・各関係機関と連携し、地域全体で虐待防止、早期発見ができる体制づくり など
- (3) 障害のある人の意見の反映
 - ・障害のある人、家族等の意見を施策に反映するための協議の場の確保 など
- (4) ボランティア活動の推進
 - ・ボランティア活動に対する意識啓発、活動に参加しやすい環境づくりの推進 など

3 相談支援と情報提供の充実

- (1) 相談支援の充実 <重点的な推進項目>
 - ・ライフステージに応じた相談支援の提供のため、各関係機関の連携体制の強化 など
- (2) 情報提供体制の充実とアクセシビリティの向上
 - ・地域自立支援協議会など、障害のある人に必要な情報が共有される体制の継続 など
- (3) 意思疎通の支援
 - ・手話や要約筆記などの人材の育成や派遣の継続 など
- (4) 意思決定の支援
 - ・意思決定支援を担う相談支援専門員等の支援の質の向上 など

4 生活支援の充実

- (1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実
 - ・相談支援体制などの充実と従事者への研修等による支援の質の向上 など
- (2) 生活支援・在宅支援の充実
 - ・緊急の場面や一時的な生活支援に適切な対応ができるための体制整備 など
- (3) 保健・医療の充実
 - ・障害の原因となる疾病などの予防に関する知識の普及・啓発 など

5 療育・教育の充実

- (1) 相談・指導体制の整備
 - ・乳幼児期からの相談支援体制の充実、一人ひとりの発達に応じた支援と療育の推進 など
- (2) 療育施策の充実
 - ・特別な支援を必要とするこどもの状況に応じた保育や教育の実施 など
- (3) 教育施策の充実
 - ・教育環境の整備、特別支援教育補助員等の配置 など

6 安全・安心な生活環境の整備促進

- (1) 暮らしやすい環境への支援
 - ・バリアフリーに対応した市営住宅の整備等、安全で安心な環境づくり など
- (2) 防災・防犯体制の整備 <重点的な推進項目>
 - ・災害時に支援が必要な人を地域で支えていくための体制の構築 など

7 社会参加と地域生活支援の充実

- (1) 社会参加の促進
 - ・障害のある人や団体の活動の支援、イベント等に関する情報の提供 など
- (2) 文化芸術・スポーツ活動などの振興
 - ・文化芸術作品やスポーツ活動にかかわる情報発信 など
- (3) 地域生活支援の充実
 - ・地域生活に移行するための相談支援体制の充実、技能・資格取得のための支援 など

8 就労支援と日中活動の充実

- (1) 雇用・就労支援の促進 <重点的な推進項目>
 - ・ハローワーク等の関係機関と連携した情報提供、相談支援体制の充実 など
- (2) 福祉的就労支援の充実 <重点的な推進項目>
 - ・各事業所の工賃向上、支援の質の向上による事業の底上げ など
- (3) 日中活動の充実
 - ・障害のある人の日中活動の場の確保 など

第6章 計画の推進のために

1 計画の推進体制について

各関係機関、各関係部署等との連携のもと、計画を具体的に推進していくための協議を行うなど、協働して推進していきます。

2 計画の進捗管理について

基本理念の実現に向けて指標を設定し、進捗状況を定期的に分析・評価し、帯広市健康生活支援審議会、帯広市地域自立支援協議会に報告します。

障害のある人のニーズや社会・経済の情勢、制度の改正などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 指標の設定

本計画の基本的視点に基づき、計画の取り組みの効果と進捗状況等を図るために指標を設定し、PDCAサイクルにより、効果的に施策を進めていきます。

指標名		基準値	目標値
I	ふれあい市政講座の参加者数	575人 (H30)	675人 (R5)
指標の 考え方	講座の積極的な実施をとおして、障害や障害のある人への正しい理解を促進していきます。		
II	障害のある人の個別課題の検討会議の開催回数	28回 (H30)	34回 (R5)
指標の 考え方	既存の個別支援会議等に加え、多職種が協働する「地域ケア会議」を実施し、障害のある人の個別課題の解決を進めます。		
III	障害者雇用率を達成した企業の割合	46.8% (H30)	60.0% (R5)
指標の 考え方	民間企業等による障害のある人が能力を発揮しやすい雇用・職場環境づくりなどの取り組みや、就労支援などにより、上昇をめざします。		

今後のスケジュール

11～12月：パブリックコメントの実施、2月：厚生委員会への計画案の報告、3月：成案